

群馬県消費者被害防止のための地域見守り力アップ講座業務委託仕様書

1 業務の名称

群馬県消費者被害防止のための地域見守り力アップ講座業務

2 業務の目的

本県の消費者被害を防止するため、高齢者、障がい者、認知症等により判断力が不十分となった人（以下「高齢者等」という。）の見守りに必要な知識と適切な対処法を習得するための講座の企画、運営等を委託することにより、より効果的・効率的に高齢者等の見守りの担い手を育成し、地域における見守り力の向上を図るとともに、消費者安全確保地域協議会の設置を促進することを目的とする。

3 実施期間

契約締結の日から令和9年3月19日（金）まで

4 委託業務の内容

消費者被害防止のための地域見守り力アップ講座の企画、運営等

(1) 講座の企画・立案

ア 講座の内容

- ・地域で見守りを行う者が基本的な消費者問題について広く学ぶとともに、高齢者等の被害を防ぐためのポイントや具体的な対応を学べるような内容にすること。
- ・講座は原則として対面で実施するものとし、講義のみではなくグループ交流等により参加者同士が意見交換できる場を設けること。ただし、対面での開催が困難となった場合は、オンライン形式により実施する可能性もある。
- ・受講者の年齢層、職層等を考慮し、分かりやすい研修方法を工夫すること。

イ 実施回数等

- ・1回当たり1時間30分～2時間程度とし、合計5回開催する。
- ・講座の参加人数は1回当たり10名～30名程度とする。
- ・実施時期及び実施地域は、群馬県消費生活課と協議して決定する。

ウ 受講料

無料とする。

エ 受講対象者

県内の民生委員、介護支援専門員、福祉・医療関係者、宅配事業者、老人クラブ会員、自治会・町内会等の役員等、地域で高齢者等の見守り活動を行う方、高齢者等の見守りに関心のある方、ひとり暮らし高齢者

(2) 講座の管理運営等

ア 講師の手配、連絡調整

- ・講師は各分野の専門家を招聘し、選定に当たっては群馬県消費生活課と協議すること。

イ 周知用チラシの作成

- ・周知用チラシ（2,000部）及びホームページ掲載用PDFデータを群馬県消費生活課へ納品すること。
- ・チラシの作成に当たっては、より効果的な広報を図るため、県が定める講座名に加え、内容が分かりやすく参加意欲を喚起する副題（キャッチコピー）を付すなどの工夫を行うこと。

ウ 受講申込みの受付、受講者への連絡等

エ 講座開催当日の事務処理及び運営

オ 群馬県消費生活課との連絡調整

カ 出席者名簿の作成、受講状況の把握

キ 研修資料（レジュメ、テキスト）の作成、購入

ク 受講者へのアンケートの作成、配布、とりまとめ

ケ ウェブ会議システムの運用（事前の接続確認を含む。）※オンライン開催の場合

コ その他講座運営に必要な業務

なお、会場使用料、講師への旅費及び謝金の支払い等、開催に係る全ての費用は受託者が負担すること。

5 業務報告について

- (1) 各講座終了後はアンケートを実施し、それぞれの講座終了時から20日以内にアンケートの集約、分析、報告を行うこと。アンケートの項目等については、委託契約後、受託者が作成し、群馬県消費生活課と協議のうえ決定すること。

また、アンケート結果は、消費者安全確保地域協議会の設置促進に活用する。

- (2) 事業終了後、令和9年3月19日（金）までに業務報告書を群馬県消費生活課へ提出すること。

6 その他

- (1) 本仕様書に記載されている内容に疑義が生じた場合は、群馬県消費生活課と受託者が協議のうえ決定することとする。ただし、群馬県消費生活課と受託者との協議においても疑義が解決しない場合には、受託者は群馬県消費生活課の指示に従うこととする。
- (2) 本業務は国の「地方消費者行政強化交付金」を活用して実施するため、業務完了後に会計検査等の対応が生じる場合がある。
- (3) 本業務に関する証拠書類は委託契約終了後5年間保存する必要がある。